

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 長崎県立佐世保南高等学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

2 基本的な考え方

教師が生徒・保護者とともに、人権を擁護し、学校におけるいじめ防止、早期発見、対処、相談・指導体制づくりを推進し、組織的に対応するために、本基本方針を策定する。

※ 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、**学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む**とともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、**適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する**。（同法 第八条）

3 いじめ対策委員会

- ① **目的** 本方針に定める、いじめに対する取組の計画及び実践を検証し、次年度の計画等の改善を図る。
また、いじめが確認された場合の具体的な対応の中核的役割を担う。
- ② **構成員** 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健相談主任、各学年主任（3）、保健主事、
カウンセラー、養護教諭 ※SC、保護者代表、学級担任、部顧問等（※は必要に応じて参加）
- ③ **年間計画** 全体会 年間1回（6月）以上開催する。また、必要に応じて校長が召集する。
校内会 年間2回（9月・1月）以上開催する。また、いじめに関する案件が発生した場合は、迅速に開催し、その対応にあたる。

4 育友会及び関係機関との連携

- ①育友会には、本方針に定める取組等について定期的に報告すると共に、いじめ対策委員会（全体会）に代表者の参加を依頼し、保護者としての意見等を提示していただく。
- ②その他の関係機関とは、情報を提供（個人情報には留意する）した上で助言・支援を依頼する等の連携を常に視野に入れておく。

5 いじめの未然防止

（1）基本的な考え方

本校では、（2）に示す「具体的な取組」を進め、いじめを抑止し人権を尊重する校風の醸成を図る。

（2）具体的な取組

<教職員の取組>

- ・学校指導体制の確立と周知及び関係機関との連携

※基本方針・危機管理マニュアルの作成及び関係者周知

- ・教師の意識向上及び共通理解と指導力向上
 - ※（「いじめは絶対許さない」、人権教育の充実、定期的な校内研修）
- ・学校基本方針に係る取組評価
 - ※学校において、基本方針に基づく取組の実施状況確認と評価・改善

<生徒への取組>

- ・子どもの道徳性及び自己肯定感の育成
 - ※「心キラッと南高旬間」等による『思いやりの心』の育成・専門家（SC等）講話
 - ※生徒の主体性を尊重する学校行事の設定・推進
- ・特別な配慮が必要な生徒に対する支援
 - ※特別な配慮や支援が必要な生徒に対する支援の方向性の確立と共通理解
（発達障害を含む障害がある生徒・帰国生徒・外国人生徒・性に係る配慮生徒など）
- ・法律的な視点からの共通理解促進
 - ※いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為であるという自覚を持つよう法や本基本方針の理解を深める。

<保護者への取組>

- ・学校いじめ対策基本方針を周知し、学校や保護者の責任等を明確にするとともに関係者の理解を得る
（入学時・年度初め・ホームページ・育友会総会など）
- ・いじめ問題等について協議する機会を設定する（いじめ対策委員会 [全体会]・保護者向けリーフレット）

6 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

教師がいじめの早期発見のため、生徒たちの小さな変化や危険信号を見逃さないよう注意するとともに、生徒たちに関する情報交換を日常的に行う。あわせて、アンケート及び各種面談を定期的に行うことで、全体として、いじめを早期発見する体制をより一層強める。

(2) 具体的な取組

<教職員の取組>

- ・生徒観察（SHR・授業での観察、出欠確認、学級日誌でのやりとり）
- ・教師間の情報共有（各学年の担任会・学年会、保健相談部会：各週に1回設定、職員会議）
- ・各種面談の設定（面談週間（年間2回）、三者面談（年間2回））
- ・定期的ないじめ・悩みアンケートの実施（年間3回）
- ・データの記録、管理（生徒理解支援シート、引継ぎシート、個別の教育支援計画・指導計画、教務・教育相談日誌）

<生徒への取組>

- ・教育相談（学級担任等によるタイムリーな相談、保健室・教育相談室での相談等）
- ・各種相談窓口等の周知（ホームページ・保健だより・HR・各種集会）

<保護者への取組>

- ・生徒観察情報の連絡（学校生活及び家庭生活情報の共有）

(3) 年間計画

- ・面談（二者面談4月 三者面談7月・12月）
- ・いじめ・悩みアンケート調査（5月・9月・1月）

